

福祉分野の重点事項3（高齢者福祉、介護保険）（案）

高齢化の更なる進展に対応した取組の推進

【検討の視点】

- いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる2040年には、高齢者世帯、特にひとりぐらし高齢者の増加が見込まれ、地域における支援ニーズが多様化すると予測される。このため、地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進が不可欠である。
- 少子高齢化と人口減少が同時進行する中で、高齢者が、それぞれの意欲や能力に応じて、経済や地域社会の様々な活動に参画する機会を得て、最後まで尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる環境を整備することが求められている。
- 介護やフレイル予防の推進には、加齢に伴う心身の衰えを早期に気付くとともに、社会参加を伴う運動等の活動を継続できる仕組みづくりが重要であり、普及啓発の推進や住民主体の介護予防活動の更なる活性化が求められている。また、高齢者の社会参加は孤立防止や生きがいの創出に寄与するため、交流拠点の充実やシルバー人材センター等を通じた就業機会の提供を進める必要がある。さらに、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターの機能強化や認知症施策を総合的に強化し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指した取組を検討する必要がある。

1 地域包括支援センターの機能強化

（参考資料1：地域包括支援センター事業の実績、参考資料2：厚労省検討会資料）

【現状・課題】

- 区は、地域包括支援センターを「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」と位置づけ、地域包括ケアシステムの拠点として、生活圏域ごとの5地区に1か所ずつ設置し、保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職を配置している。
- 介護保険法で定められている包括的支援事業及び第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）に加え、保健福祉の総合相談支援及び介護保険認定申請や保健福祉サービス（一部の障害福祉サービスを含む。）等の受付業務も委託している。
- 目黒区の地域包括支援センターは、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者など、すべての区民を対象に、世帯が抱える複合的な課題を丸ごと受け止め、専門機関や区の関係部署、地域の様々な団体や関係者と密接に連携・協働して、適切な支援や地域資源につなげる役割を担っている。
- 平成27年度からは、気軽により身近な場所で相談できるよう、住区センター等を会場として出張相談を開始し、17か所（令和7年12月末日現在）まで拡充し、町会・自治会・住区住民会議等、地域とのつながりを深めてきた。

【取組の方向性】

- 地域包括支援センターへの相談は件数の増加とともに、相談内容が多様化・複雑化・複合化しており、潜在的なニーズの掘り起こしも求められている。

- 少子・高齢化の進展や社会的孤立、経済格差などの複雑化する社会課題により、地域包括支援センターが「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として担う役割は、ますます増えることが想定される。
- 地域包括支援センターの更なる相談支援の充実やアウトリーチ機能の充実を図る必要がある、人員体制の強化、職員の資質向上及びマネジメント力の向上、多様な職種や機関との連携・協働・ネットワークの構築が求められる。
- これらに対応するため、地域包括支援センターに配置している地域連携コーディネーターを中心とした、見守り活動や住民活動を通じた地域ネットワークの構築とともに、在宅療養コーディネーターを核とした在宅医療と介護の連携強化や認知症支援コーディネーターが中心的な役割を担う認知症相談支援の充実積極的に取り組む必要がある。あわせて、社会福祉協議会が配置しているCSWとの連携や地域ケア会議の充実により、個別支援の強化や地域課題の発見及び地域づくり・資源開発等の取組を進めることが求められる。
- さらに、地域包括支援センターの認知度向上の取組や身近な場所で相談できる出張相談の拡充等、住民が相談しやすいさらなる環境づくりが必要である。

【国等の動き】

- 厚生労働省は、団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられることを目的とした「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきた。「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の五つの要素を一体的に提供することを基本理念としており、地域包括支援センターが中核的な役割を担い、行政、医療機関、介護事業者、地域住民、ボランティアなどが連携して支援体制の構築を進めてきた。
- さらに、2040年には65歳以上の高齢者数がピークを迎え、85歳以上人口の増加により医療と介護の複合的ニーズが一層高まることが予測されている。こうした状況を踏まえ、国の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会では、地域包括ケアシステムを深化させること、医療と介護の一層の連携を図り切れ目のないサービスを提供すること、そして医療・介護・予防・生活支援等を包括的に確保し地域全体で支える体制を強化することが必要であるとしている。
- 今後は、こうした理念を踏まえ、地域における多職種連携や住民参加をさらに進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現が求められている。

2 認知症施策の推進

(参考資料3：認知症検診事業の実績、参考資料4：厚労省資料、参考資料5：東京都資料)

【現状・課題】

- 国の推計では、令和7(2025)年の認知症の高齢者数は約472万人で、令和12年

(2030年)には約523万人、令和22(2040)年には約584万人となり、65歳以上の高齢者の約7人に一人が認知症になると見込まれている。

- 区では認知症の人が自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現のため、地域で認知症の人と家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成を進めている。
- 認知症の人と家族の視点に立った取組として、認知症の人や家族等がリラックスして過ごせる居場所となる「Dカフェ」「コミュニティカフェ」や、家族介護者等がお互いの介護について悩みや不安を共有し情報交換を行う「介護者の会」を地域のボランティアの運営により実施している。また、当事者による発信の機会として本人ミーティングを開催している。
- 認知症の早期発見、早期診断及び早期対応の取組としては、認知症検診「目黒区もの忘れ検診」や、認知症専門医を含めたチームによる「認知症アウトリーチ事業」「認知症初期集中支援事業」など、医療機関等と連携した取組を実施している。
- 認知症に係る相談支援として、認知症安心ガイドブック(認知症ケアパス)の発行や日常的な相談支援窓口である地域包括支援センターに「もの忘れ相談窓口」を設置するとともに、周知を行っている。また、若年性認知症への取組として正しい知識と理解を深める講演会の実施や相談窓口の周知、家族介護者等の交流の機会として家族会を実施している。
- 認知症基本法の理念を踏まえ、認知症の人や家族の声を尊重し、認知症の人や家族の視点に立って、認知症に関する正しい知識と理解の促進、認知症の早期発見や早期対応の推進、認知症の人と家族等に寄り添った相談支援の充実や地域づくりの推進等が必要である。

【取組の方向性】

- 認知症基本法で示された「新しい認知症観(※)」に基づき、誰もが認知症を自分事として捉え、認知症の人も含めた一人ひとりが共に支えあって生きる社会を目指し、認知症に関する正しい知識と理解を促進するための普及啓発を推進していくことが求められている。
 - ※認知症になってからも、一人ひとりができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考えかた。
- 若年性認知症(※)の人も含めた、認知症の人が思いを発信する場や社会参加の機会創出、居場所づくりを図り、認知症の人の意向を尊重しながら取組を進める必要がある。
 - ※65歳未満で発症する認知症で、働き盛りの時期に発症するため、就労や子育て、家計など高齢期とは異なる特有の課題を抱えている場合が多い。
- 認知症検診事業(参考資料3参照)を推進し、医療機関や地域包括支援センターとの連携による、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応を図る必要がある。
- 認知症の人と家族等が、必要な医療や福祉サービス等の社会資源につながるための、相談

支援体制の充実や情報交換の機会創出が必要である。

- 認知症の人と家族等を支える地域づくりのため、地域で認知症の人とその家族を見守り、支援するための仕組みやネットワークの構築が求められる。

【国等の動き】

- 令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行され、12月に認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が決定された。認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保ちつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、認知症の人の意思や意向の尊重、認知症に関する正しい知識や理解の浸透、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むための支援等を基本理念に掲げている。区市町村においては、地域の実情に即した認知症施策推進計画等の策定が努力義務とされている。
- 東京都では、令和7年3月に認知症基本法に基づき、「東京都認知症施策推進計画」を策定し、東京都の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示している。（参考資料5参照）

3 高齢者の誰もが尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる地域社会の構築

（参考資料6：高齢者世帯数とひとり暮らし高齢者等登録者数の推移、参考資料7：高齢者の生活に関する調査資料）

【現状・課題】

- 少子高齢化と人口減少が進行する中で、高齢者への支援の取組だけではなく、持続可能な社会を現役世代と共に担う存在として認識するとともに、高齢者の誰もが尊厳を保ち、自分らしくいきいきと暮らせる地域社会をつくることが重要になってくる。そのためには、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、就労や居場所づくり等、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組が求められている。
- 令和4年度に区が実施した「高齢者の生活に関する調査」では、いきがいや社会参加に関して、「参加したい、参加してもよいボランティア活動はどれですか？」という問いに、64.4%が「特にない（無回答を含む）」と回答しており、実際にボランティアグループの活動に月1回以上参加している人は7.5%だった。他に、月1回以上の参加状況を見ると、「スポーツ関係のグループやクラブ」が23.5%、「趣味関係のグループ」が21.7%、「学習・教養サークル」が7.3%、「竹の子クラブ（老人クラブ）」が3.3%となっている。このように、比較的、気軽な活動が行われている傾向も踏まえ、高齢者が地域とつながり役割を持てるような社会参加を進める環境整備も必要である。
- また、同調査では、デジタル技術の活用について、スマートフォンやパソコンなどの通信・通話機器の使用状況として、「スマートフォンを使っている」と回答した人の割合は68.0%、「パソコンを使っている」が39.4%だったのに対し、11.9%の人は「どれも

使っていない」と回答している。デジタル機器の活用の度合いが高齢者の社会参加に何らかの影響を与えている可能性もあり、その視点からの検討も必要である。

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対し、高齢期の安全・安心を担保する基本的な取組である「ひとり暮らし等高齢者登録」の登録者数は横ばいである。単身高齢者・高齢者のみ世帯のニーズに応じた多様な支援も引き続き課題である。

【取組の方向性】

- 高齢者の社会参加を促進するための「場所」と「機会」の提供という視点からは、高齢者が気軽に訪れることができる場を提供するとともに、広く多世代が交流する地域の居場所づくりを推進することで、高齢者がいつまでも地域とのつながりを持ちながら健康的に暮らしていけるよう多様な取組を進めることが大切である。
- 引き続き、竹の子クラブの活動支援や高齢者センターの機能充実を図り、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの活動を支援することも必要である。また、65歳以上の就業者が増加し続けていることを踏まえて、高齢者のこれまでの知識や技能を活かした地域活動や就労への支援を通じて、経済や地域社会における担い手を確保していくことが求められる。併せてデジタル技術を利用した取組やデジタルデバイドの解消が必要である。
- 一方で、単身高齢者や高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれる中、高齢者が安全・安心に暮らせるように、食に関するサービスなどの日常生活への支援とともに、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関や団体等のネットワークを強化し、個々人が抱える多様で複雑な課題に対応する包括的な支援を一層進めていく必要がある。
- 高齢期という概念に対する社会全体の認識転換や行政が行う施策の方向性を整理し、適正かつ効果的・効率的に進めることが求められており、生産年齢人口の減少に伴う人手不足の深刻化が見込まれる中で、専門性や多様な視点を持つ団体や事業者等との連携・協力体制のもと、中長期的な視点を持って事業を進める必要がある。

【国等の動き】

- 高齢社会対策大綱（令和6年9月閣議決定）では、「高齢社会対策」は、高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組であり、人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足などのほか、一人暮らし高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加に伴う課題があるとした。これに対し、生涯を通じて活躍できる環境の整備、一人暮らし高齢者の増加等に対応できる環境の整備、身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備を基本的な考え方として提言している。あわせて、幅広い世代における加齢に関する理解の促進や、テクノロジーに関する学びの充実による高齢期のデジタルデバイドの解消など学習・社会参加の取組を挙げている。
- 社会保障審議会介護保険部会では、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月）の中で「福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要」としている。

4 介護予防・フレイル予防の推進

(参考資料 8 : 介護予防・フレイル予防の実績、参考資料 2 : 厚労省検討会資料)

【現状・課題】

- 高齢者が要介護状態になることを防止し、要介護状態にあっても状態の悪化防止・改善を目指す「介護予防・フレイル予防」の取組は介護保険制度創設時から重要な取組の1つである。高齢化の更なる進展が見込まれる中、地域活力の維持・向上や、介護保険制度の持続可能性の確保の観点からも、介護予防・フレイル予防の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 介護予防・フレイル予防を推進していくためには、機能回復訓練など高齢者本人へのアプローチだけではなく、高齢者とその家族等も含め理解促進を図るための普及啓発や、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組が求められている。
- 区では、運動や栄養教育等の介護予防に資する教室や講演会等の実施や、区民ボランティアであるシニア健康応援隊（介護予防リーダー）が運営する手ぬぐい体操活動拠点など、住民主体の介護予防活動の支援を行っている。更に、令和5年度から、医療・介護データ分析によるハイリスク高齢者等に対する個別的支援等を行う保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいるほか、令和7年度には比較的若年層に位置する高齢者を主な対象とした新たなアプローチとして、ダンスを活用した介護予防・フレイル予防事業を開始するなど、一人でも多くの区民が介護予防・フレイル予防に取り組むことができる環境整備に努めている。

【取組の方向性】

- 住民主体の「通いの場」の充実は、高齢者に社会参加の場を提供し、要介護状態となるリスクや認知症発生リスクの低減に効果的であるとされているほか、参加者同士のつながりや交流による活力のある地域づくりにも寄与することから、今後も取組を発展・拡充していく必要がある。
- 現在、区における「通いの場」として、めぐろ手ぬぐい体操活動拠点（区内11か所13グループ）のほか、シニアの部活事業により立ち上げ支援を行った小規模グループが活動しており、各グループが工夫を凝らしながら、各地区で特色のある活動を行っている。
- これらの「通いの場」の活動の活性化や継続的な場の拡大に向け、様々な広報媒体を活用した効果的な活動の周知や、地域包括支援センター等における相談者に対する個別的アプローチを通じた参加者の拡充の取組、専門職の派遣などによる継続的な活動支援、新たな「通いの場」の立ち上げに向けた支援に取り組んでいくことが必要である。
- また、「通いの場」の活動の継続のためには、区や地域包括支援センターをはじめとした関係機関が、区内における「通いの場」の現状等について定期的に情報共有を図り、連携しながら活動支援を行っていくことが求められる。

【国等の動き】

- 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会が令和7年7月に公表した「とりまとめ」においては、介護予防等の取組や地域のインフォーマルな支え合いの重要性が述べられており、「通いの場」については、認知症予防、多世代交流や就労的活動など、地域のニーズに応じた多様な機能を有する場として、地域共生社会の実現に向けて発展・拡充させていく必要性があるとされている。
- また、「通いの場」の取組、介護予防・日常生活支援総合事業における「短期集中予防サービス」、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、従来個別事業として取り組んできた介護予防関連施策については、連携の方法や専門職等の適切な関与の方策等について、今後議論が進められていく予定である。